

## 自己評価チェックリスト（施設）

園名	清陵保育園	評価方法	評価基準		
			○	十分理解している（十分できている）	
△	理解している（できている）				
×	努力が必要				
記入者	園長 野尻 知恵子	評価項目ごとの評価結果		総合所見	
記入日	① 令和 2年 9月	①	②	①	②
	② 令和 3年 3月				
評価基準					
<b>● 総 則 ●</b>					
入所児にとって最もふさわしい生活の場になるよう努力している。		○		日々職員一同努力している。	
家庭や地域との連携を図りながら、入所児の保護者及び地域の子育て家庭に対する支援を行っている。		○		関係機関と連携しながら努めている。	
子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っている。		○			
個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情に対し、その解決を図るよう努めている。		○			
苦情解決の仕組みに関する要綱が制定されていることを認識している。		○			
第三者委員が設置され、適正な苦情処理がなされることを認識している。		○			
自己判断で回答せず責任者への報告をし、解決のための話し合いができる。		○			
必要な情報公開の体制がとられていることを理解している。		○			
<b>I 子どもの発達援助</b>					
<b>1. 発達援助の基本</b>					
保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。		△		改善の余地はある。	
指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。		○		毎月の反省の元に計画を立てている。	
一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。		○		会議や書類等で確認している。	
一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。		○			
<b>2. 健康管理・食事</b>					
登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。		○		書類を作成し、実施している。	
健康診断の結果について、保護者や職員に伝達している。		○		掲示板や口頭、書類等に行っている。	

感染症への対応については、マニュアルがあり、発生に際しては、その状況が必要に応じて保護者に連絡している。	○		掲示板や書類等により行っている。	
アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。	○		保護者、病院、園と協力し対応している。	
日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者に知らせている。	○		その日の給食を玄関で展示し、食育だよりを作成し、配布している。	
担当保育士だけでなく、栄養士、調理師や家庭と子どもの状態を伝え合い、より良い食事ができる協力体制をつくっている。	○		連絡を密にし体制を整えている。	
食事を楽しむことができる工夫をしている。	○		絵本や紙芝居、保育者の働きかけで工夫をしている。	
食器の材質や形などに配慮している。	○		子ども達が使いやすい物を選び使用している。	
子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり偏食を正そうと叱ったりしていない。	○			
嗜好調査や喫食状況に基づき食事内容を改善している。	○		給食運営会議等で話し合い改善している。	
<b>3. 保育環境</b>				
子どもたちが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	○			
各部屋の採光、温度、湿度、換気に配慮している。	○		コロナの流行により今まで以上に気を付けている。	
手洗い場、トイレは保育中も時折清掃し、不快な臭いがないようにしている。	○		同上	
寝具の清潔に心がけている。	○		同上	
玩具や砂場の消毒、園庭の危険物の排除や固定遊具の点検などを常に行っている。	○			
季節に合わせて装飾の工夫がされている。	○			
音楽や保育者の声など、音に配慮している。	△		保育者の声大きい場面がみられる。	
屋外での活動の場が確保されている。	○		今年度は熊の出没情報により制限されることがあった。	
<b>4. 保育内容</b>				
養護と教育は、子どもの生活や遊びを通して相互に関係を持ちながら、総合的に展開されることを理解している。	○			
子どもの発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。	○			
乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	○			

適切な援助が行われるように職員全員で障がいについて理解し、連携ができる体制を構築し、最善の環境をつくるよう配慮できる。	△	研修等で得た情報を全職員で共有し、配慮するよう努めているがまだ改善の余地あり。	
<b>II 子育て支援</b>			
<b>1. 入所児童の保護者の育児支援</b>			
一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	○	希望があれば面談も行っている。	
家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	○		
虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。	○		
虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	○		
<b>3. 地域の子育て支援</b>			
育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。	○	元氣ルームや一時預かり事業も実施している。	
電話や来園などによる子育て相談を行っている。	○	ポスター等で発信している。	
地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。	○	市で実施している健診や育児教室に保育士を派遣している。	
<b>III 地域の住民や関係機関等との連携</b>			
<b>1. 地域の住民や関係機関・団体との連携</b>			
保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している。	○		
子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。	○		
育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。	○		
小学校との間で、小学生と園児とが互いに行事等で交流する機会を設けている。	○	今年度はコロナの影響で未実施だが、体制はできている。	
民生児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。	○		
近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。	△	行事の際には情報は伝えているが、協力の実績はない。	
中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。	○		
<b>2. 実習</b>			
実習生を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。	○		
<b>IV 運営管理</b>			
<b>1. 基本方針</b>			

保育所保育指針は厚生労働大臣告示であり、法令として守るべき最低基準であることを理解している。	○		
保育所保育指針の基本原則を踏まえ、保育所の実情に応じ創意工夫を図り、保育所の質の向上に努めなければならないことを理解している。	○		
<b>2. 組織運営</b>			
保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。	○		職員会議等により実施している。
保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。	○		年2回自己評価を実施している。
職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。	○		
<b>3. 守秘義務の遵守</b>			
保護者、入所児童、また職場に関する秘密は絶対に他言しない。	○		
<b>4. 情報提供・保護者の意見の反映</b>			
情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。	○		
園だより等を配布している。	○		園だより、クラスだより等配布している。
園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫がみられる。	○		
パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。	△		配布は保護者のみだが要望があれば配布できる。
園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。	○		
保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮している。	△		改善の余地はある。
<b>5. 安全・衛生管理</b>			
事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	○		
事故防止のための具体的な取り組みを行っている。	○		ヒヤリハットを記録しその後の対応策を協議している。
調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	○		